

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010.2.24

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

在外投票所の投票管理は在外選挙管理委員会がします

◎在外選挙の公正な管理のため、在外選挙が実施される時ごとにすべての公館に設置される在外選挙管理委員会は次のような事務进行处理します。

- ▶ 在外投票所設置場所と運営期間などの決定・公告
- ▶ 在外投票所の投票管理
- ▶ 在外投票所の投票事務員委嘱および投票参観人選定
- ▶ 在外投票管理官が行う選挙管理事務監督
- ▶ 選挙犯罪の予防および取り締まりに関する事務と、その他、在外投票管理官が必要と認めて在外選挙管理委員会に付議する事項进行处理します。

◎該当公館の長が当然職として任命される在外投票管理官は次のような事務进行处理します。

- ▶ 在外選挙人登録申請と国外不在者申告の受付および処理
- ▶ 在外選挙人登録申請者名簿と公館不在者申告人名簿の作成
- ▶ 在外国民の選挙権行使に必要な事項の広報・支援
- ▶ 在外投票所設備
- ▶ 在外投票国内回送など在外選挙事務を総括して管理する役割を担い、在外選挙全般に対する在外選挙管理委員会の業務を支援します。

区分	在外選挙管理委員会	在外投票管理官
運営期間	・選挙日前 180 日から選挙日後 30 日まで	・常時
構成	・中央選挙管理委員会の指名(2 人以内) ・国会交渉団体構成政党の推薦(各 1 人) ・公館の長または公館員から推薦(1 人)	・該当公館の長が当然職として 在外投票管理官になる
主要業務	・投票所設置場所と運営期間決定・公告 ・投票所の投票管理 ・在外投票管理官が行う事務監督など	・在外選挙人登録申請の受付・処理 ・国外不在者申告の受付・処理 ・在外選挙事務の総括管理など

**選挙管理委員会は政治的中立と
公正な選挙管理を最優先しています**